

第二回 參議院財政及金融委員會會議錄第四十二號

[illegible]

THE

1990

1990

1990

ますならば、従来と全く同じであると考えて頂いてよろしいと思ひます。

○天田正君 先程も質問がございましたが、現在、殊に農民等におきましてこの課税が均衡を欠いておるという点が最も強く反対されておる点だと私は聞いておりますが、一体特に開闢所得に対しては可成りの部面まで捕捉されておるといふ御答弁であつたのであります。なな／＼末端に参りますと、御答弁のようにはなつていない。そこでこれを今度適正に課税をする。又実際に開闢所得であることになりすすと、一般の民心からいたしまして非常に好ましいことになるので、さうなことにしたいと存じまして、これは全國民が協力するといふことでは、なな／＼実効は挙げられせん。そこで徴税に對します。……これは思ひ付きであります。開闢の制度のようになつて開闢所得を捕捉するといふことになれば、当然眞面目な働き方をしておる人達の課税される分がそれだけ減つて来る、こゝういふことになつて来ると思ふわけでありまして、さうした特段の徴税機構を、徴税開闢とでも申しますか、さうした機構を作られる御意思があるかどうか、又それに代わるべき何かの特別さうした均衡を保てる徴税ができるという方法をお考えになつておられるかどうか、その点をお伺ひして置きます。

○政府委員(平田一) 只今の御質問は、実は私共税務行政の実務問題としては最も重要視し、且つむづかしい部面の一つであると考えておる方面でございまして、従つてあらゆる角度から検討いたしまして、この問題を適

切に処理するといふことが、負担の均衡を圖り、且つ廣く國民の方々から納税して頂く上において、どうしても必要でないかという考え方にございましては全く同じ考えでございまして、こゝろで聞て申しまして、あると思ふのでございまして、本来ならば統制経済をしつかりやりまして開闢をなくするといふのが、これが一番私は理想だと考へるのでございまして、併し開闢が分らんが、とにかくそこに相當な利益を上げておる人がおる、こゝういふ場合におきましては、やはりその部面

に對しまして課税の充実を図るということとは、何としても重要なことである。その中で私共最もやはり注目すべきものは、大口の利得者と言ひます。相當大きな利得者の方面に對しましては、徹底的にこれは追求して見る必要があるといふことを考へておるわけでございます。或いは本委員会におきまして、他の機会に御披露申上げたいと思ひますが、今回もつばらその方面だけの調査に従事するやうな担当員を相當数置まして、世間で評判になつておる相當儲けたといふ噂が立つていて、なな／＼調査が徹底しないといふやうな方面に對して、徹底的に追求いたしまして、課税の充実を図りたい、國稅査察官といふやうな制度を新らしく設けて、もつばらその方面の仕事に従事させるやうにいたしました。考へておる次第でございまして、尙開闢制度といふお話がございまして、が、こゝういふ地域的な組織を作りましたやうなことにございましては、尙慎重考慮を要するのではないかと考へております。税法は御承知のやうに、それ／＼第三者通報制という規定

が設けてございまして、やはりそれその方面におきまして、さういふ方面で相當利益があつたといふことを相當確實に探知しておられる方は、政府に通報して頂きますれば、通報して貰うといふことは合法的に認められております。それに対しては一定の報奨金まで支給することになつております。こゝういふ制度も余り好ましくないといふ評判もございまして、現在のやうな経済情勢の非常に混乱した時代におきましては、大いに活用を図りまして、課税の適正を図るやうにして参りたいと考へておる次第でございまして、非常に小さい開闢にございまして、なな／＼これは實際問題といたしまして調査は困難でございまして、私共やはり税務機構全体につきまして、極力今調査能力を充実いたしまして、負担の公平を期することにつきましては、全力を傾けたいと考へておる次第でございまして。

○天田正君 先程の御答弁も、今の御答弁も、皆大口開闢所得を捕捉する、こゝういふお話がございまして、これは私共から見ると、一体大口開闢所得が捕捉できないといふこと自体が不思議な程の御答弁の通り捕捉して貰う、これは別に大口開闢所得を私は放つたらかして置いて、他から小さい細かいことを、開闢のやうな組織でやるという話を、したのではないのでありまして、それは当然大口開闢所得のごときは直ぐに分らなければならぬ、これが捕捉できないといふことの方が私は不思議だと思ふ。そこでさういふものを捕捉するが、末端においてはそれから更に小さい、いわゆる極端に申しますと、担ぎ屋

程度のものと比較いたしましたも、どう考へても片方は一日千円或いは少くとも五百円という利潤を上げて来る、一方においてはまじめに何かの職業についておりまして二百円或いは百円、こゝういふやうな収入しか得られない。然るに今度はさういふ一般の租税その他、村のつき合、町のつき合、等から、いわば名譽税と申しますか、さうした交際に至るまで、悉くまじめに働いておる方が重くかけられる、こゝういふ結果になつておるといふことで、それに対しては、別段軍國主義時代の開闢制度をそのまま復活するといふことではないのであります。私の申上げるのは、私の指導しております農民組合の非常に強い村であります。こゝは全部課税協力委員といふやうなものを作りまして、さうして大体この農業者等者に対しては、課税されて来るのは、村のさうした委員が一軒々々見て廻りまして、そこで誰が見ても、こゝの家はこれだけは安当である、それに反對すれば、じやお前のところでは實際担ぎ出しをやつておるじやないか、或いは開闢をやつておるじやないかといふことになつて、さうしてもさういふ家は余計課税される、こゝういふやうな按配でやるわけでありまして、そこでまじめに働いておる家は、決してただ單なる反別割といふやうな課税でなく、それがうまく調整される、こゝういふ方法を取つておるところもあるわけでありまして、さういふ観点からして、どうして開闢所得を捕捉するといつても、遠くの方から税務署の役人が行つて調べるのは、開闢担ぎの嫌みがあるのでありまして、一番開闢を知つておるのは、

近所部落の者であります。従つてさういふことを軍國主義的な活用はいはないが、その村に課税されたものを正する、その町に課税されたものを正する、その近所でもあつちが非常に収入があるのに、我々の方がまじめに働いておるのに、不当な課税をされる、さういふ不平がなくなるわけがあります。今のままで行きますと、結局税務署が全然信用されない、こゝういふ結果になつて、申告も何もない加減にやつてしまふ、こゝういふ結果になりますので、何らか別段さうした法律に盛り込まなくても、徴税技術の上において、これは税務署の暑長ですら多少さういふことは計れる点があるので、大蔵當局としては中央からさうした指令でも何でも出して、できるだけさういふ民主的な團體を活用するとか、何らかさういふ処置を取られる御意思があるかどうかといふことを聞いたわけでありまして。

○政府委員(平田一) 農村方面には御指摘の通り、非常に團體として有効な活躍をしておられる向きが十分あるやうでございまして、こゝういふ團體の資料なり意見につきましては、税務當局も十分よく尊重してやるやうにしようといふことで運用して参りたいと思へておる次第でございまして、ただこれは併し結局團體員の所得なり納税のごとにつきましては、先程から申しましたやうに、制度をいたしまして、やはり不当に税を免れておるものはお互ひにパブリックの敵だといふやうな意味におきまして、第三者通報という制度もはつきりした組織として認められておるやうな次第でございまして。お話のやう

うな算定を置かれて見られたか、勿一つは、さつき申しました農業者

きましては今年議論のありました点は

つきりした組織として認められておる
ような次第でございます。お話のよう

方で盛りまして、先に山田さんが言われたのと同じで私重複するから言いませんが、都市の商工業の所得税は、これは極めて複雑であつて、なか／＼うまく行かないと思います。むずかしいと思いますが、農村においてはこれは定着しておりますし、いろいろの関係で極めて公平にやるという点では樂だと思ふのであります。是非税金委員会とか、或いは税金の民主的な査定委員会というふうなものを作つて貰う、この機能や性格は大体供米における食糧

調査委員会というものと同じであつてよろしいと思つております。そういうものを民主的に作つて貰う、これは絶対必要だと思つております。これをやれば税務署の仕事も八割くらいはなくて省けると思つて。私は郷里で實際昨年これをやりまして、ともかくも絶対額を負けさせるというところはむずかしいと思つて、その部落或いは村の中で均衡を取るといふ点において、この税務委員会というものは十分役立てておる、そうしていわば農民の責任においてやらせるということもありますので、この点は是非やつて貰わなければならない、このことを私は以前大蔵大臣にも言つたのでありますが、解答が極めて曖昧でありましたが、その点やはり今の大蔵省は、若しこの大蔵省としては上からは積極的に指示しないが、自発的に下から生れ出て来た場合に、それは怪しからんといつて拒否されるのかされないのか、そういう点をはつきりお聞きして置きたいと思つております。

○政府委員(藤田實重) 従来予算上の見積りというものが税について毎年あることは当然であります。それを税務局にだけ知らせれば税務局にだけ知らせる、それが寄つて財務局にだけ知らせる、それから國の収入がどれだけあるというところは、一應は運送であると思つております。只今御指摘にありましたやうないろいろな問題がありますので、実は今まで例えは目標額を指示して各税務署にこれくらいは一應取られるのではないかとというような予算的な目標の指示を実はしておらないのであります。ところが去年は御承知のごとく成績が非常に悪かつたのと、いろいろな関係から、どうしてもこの一應の目標を立てて、これを徴税の目標を立てて努力せしめるといふやうな必要になつたわけでありまして、昨年初めてその目標額を指示したのであります。これは決してそのこれだけを取らなければならぬとか、或いは是非これだけがあつても徴収すべきものであるといふやうな意味ではなく、制当ではありませんで、我々が予算を見積りましたときを基本とするならば、少くともこの程度は税法通り課税したならば徴収できるのではないかと思われる、こういう目標を実は與えられたわけでありまして、そういつた目標のために御指摘のやうな或いは弊害もあつたかも知れませんが、それは考へられるのであります。そういつた事情であつたのであります。併しその場合におきまして少くとも租税は法律の命ずるところによつてやるべきものでありまして、例えは國法が苛徴請求するとか何とかいふやうなことを勿論要求したわけでも何でもないものであります。その点は一應御了承をお願いしたいと思つております。

○政府委員(藤田實重) 従来予算上の見積りというものが税について毎年あることは当然であります。それを税務局にだけ知らせれば税務局にだけ知らせる、それが寄つて財務局にだけ知らせる、それから國の収入がどれだけあるというところは、一應は運送であると思つております。只今御指摘にありましたやうないろいろな問題がありますので、実は今まで例えは目標額を指示して各税務署にこれくらいは一應取られるのではないかとというような予算的な目標の指示を実はしておらないのであります。ところが去年は御承知のごとく成績が非常に

に悪かつたのと、いろいろな関係から、どうしてもこの一應の目標を立てて、これを徴税の目標を立てて努力せしめるといふやうな必要になつたわけでありまして、昨年初めてその目標額を指示したのであります。これは決してそのこれだけを取らなければならぬとか、或いは是非これだけがあつても徴収すべきものであるといふやうな意味ではなく、制当ではありませんで、我々が予算を見積りましたときを基本とするならば、少くともこの程度は税法通り課税したならば徴収できるのではないかと思われる、こういう目標を其实是與えられたわけでありまして、そういつた目標のために御指摘のやうな或いは弊害もあつたかも知れませんが、それは考へられるのであります。そういつた事情であつたのであります。併しその場合におきまして少くとも租税は法律の命ずるところによつてやるべきものでありまして、例えは國法が苛徴請求するとか何とかいふやうなことを勿論要求したわけでも何でもないものであります。その点は一應御了承をお願いしたいと思つております。

次に、いわゆる農家の課税の問題であります。御指摘のやうに農家というのは経済が単純でありますので、非常に慎重にやらなければならぬわけでありまして、そうでありませんと直ぐに不公平といふものが目につくといふことは御指摘の通りであります。そこで今年も最前申上げましたやうな一應の標準を作る。それを一應の標準といひまして、例えはそれ以外に所得のある者は相当見るといふやうにしてやつたのであります。或る場合にはやはり

に悪かつたのと、いろいろな関係から、どうしてもこの一應の目標を立てて、これを徴税の目標を立てて努力せしめるといふやうな必要になつたわけでありまして、昨年初めてその目標額を指示したのであります。これは決してそのこれだけを取らなければならぬとか、或いは是非これだけがあつても徴収すべきものであるといふやうな意味ではなく、制当ではありませんで、我々が予算を見積りましたときを基本とするならば、少くともこの程度は税法通り課税したならば徴収できるのではないかと思われる、こういう目標を其实是與えられたわけでありまして、そういつた目標のために御指摘のやうな或いは弊害もあつたかも知れませんが、それは考へられるのであります。そういつた事情であつたのであります。併しその場合におきまして少くとも租税は法律の命ずるところによつてやるべきものでありまして、例えは國法が苛徴請求するとか何とかいふやうなことを勿論要求したわけでも何でもないものであります。その点は一應御了承をお願いしたいと思つております。

り、いろいろな関係、税務職員が慣れないとか、或いは人手が足りないとか、或いは年末から年始にかけて非常に急ぎました関係上、遺憾の点があつたことは誠に申訳ないと思つておるものであります。

そこで調査委員会の問題であります。これは昨年度まで所得調査委員会というものがあつたのは御承知の通りであります。ところが昨年度予算申告納税制度になりまして、自分で予算をして、そうして自分で計算をして税金を納める、こういう制度になりました関係上、いわゆる民主的な方法に改められた関係上、従来のように税務署が一方的に決めて、そうしてこれを査定するといふやうな必要がありません。それから、いわゆる所得調査委員会というものがあつたのは御承知の通りであります。ところが昨年度予算申告納税制度になりまして、自分で予算をして、そうして自分で計算をして税金を納める、こういう制度になりました関係上、いわゆる民主的な方法に改められた関係上、従来のように税務署が一方的に決めて、そうしてこれを査定するといふやうな必要がありません。

次に、いわゆる農家の課税の問題であります。御指摘のやうに農家というのは経済が単純でありますので、非常に慎重にやらなければならぬわけでありまして、そうでありませんと直ぐに不公平といふものが目につくといふことは御指摘の通りであります。そこで今年も最前申上げましたやうな一應の標準を作る。それを一應の標準といひまして、例えはそれ以外に所得のある者は相当見るといふやうにしてやつたのであります。或る場合にはやはり

○中西功 先のお話では、民主的なそういう税金査定委員会とか或いは税金委員会というものは設ける意思はない。現在税金協力委員会というやうなものがあるから、まあそれを活用するといふやうな話でしたが、私のお聞きしたのは、実は昨年度もこの問題が非常にややこしい問題になつたのであります。そうして各地におきまして實際に民主的な団体、納税者団体、そういうやうなものが、税金についての団体交渉権を認めようという要求を出して、そうして税務署に併合してつた。或る税務署ではそれを事実上止めたといふ所もありました。又或る所では言葉の綾であります。そういう民主的な団体の意見をよく聞いて、そうして税の公正を期す、こういうやうな意味で協力を求めるというやうな状態になつた所もあります。実際にこれは大きな税金が掛けられて来る農家なんかでは、特にこの必要が出て来るのです。それは私がお聞きしたのは、そういうふうな場合に、税務署と協力をしようとする体制が出て来ると思つております。そういうものが出来たときにこれを非合法だとして潰してしまふという気なのか、それともそれが効果があるというやうな点が見えたら、効果があるというところがはつきり分つておる場合には、これを大體既存の事実として一應認めて置くといふやうになされるのか、どちらか。要するにそういうことは今後起つて来るのです。起つて来た場合これを結局どうつこうしてしまふといふものがあるのかどうかという点なんです。

○政府委員(藤田實重) 只今最前お答えいたしましたやうに、いわゆる従来ありましたやうな所得調査委員会を設けるという考えは今のところないといふことは先程申上げた通りであります。ところがそこで、それでは課税の適正を期するにどうするかといふことになりまして、最前申上げたやうに、いわゆる農家の意見は十分参酌することにした。又國稅協力委員会もありますから、それを補充して行きたい。こういうふうに考へておるわけでありまして、課税上の団体の事情については、昨年度の課税に当りまして相当問題のあつたことは十分承知しております。税務当局といたしましては、いわゆる正當な眞面目な団体の意見を出されるというところは、十分我々これを尊重し、これを参考として課税の適正を期して行くといふ、そういうやうに指導をいたしております。ただ納税に關しまして、例えは団体と協定するとか、或いは団体の一人々々の税額を決めるとか、或いは課税標準を決めてしまふといふことは、これはどうも申告納税制度、或いは所得税そのものの建前から言つて適當でないと思つて、ただ最前申上げたやうな団体に対しては積極的に協力を求めまして、そうしてできるだけ公正な課税ができるやうに運用するといふことは勿論そういうやうに考へておる次第であります。

○委員(黒田英雄) ちよつと御交渉ですが……
○中西功 もう一つ……
○委員(黒田英雄) 又何しますか……
○中西功 序でだからね。
○委員(黒田英雄) ちよつと、採決したら、それから直ぐにあつて続け

ありましたやうな所得調査委員会を設けるという考えは今のところないといふことは先程申上げた通りであります。ところがそこで、それでは課税の適正を期するにどうするかといふことになりまして、最前申上げたやうに、いわゆる農家の意見は十分参酌することにした。又國稅協力委員会もありますから、それを補充して行きたい。こういうふうに考へておるわけでありまして、課税上の団体の事情については、昨年度の課税に当りまして相当問題のあつたことは十分承知しております。税務当局といたしましては、いわゆる正當な眞面目な団体の意見を出されるというところは、十分我々これを尊重し、これを参考として課税の適正を期して行くといふ、そういうやうに指導をいたしております。ただ納税に關しまして、例えは団体と協定するとか、或いは団体の一人々々の税額を決めるとか、或いは課税標準を決めてしまふといふことは、これはどうも申告納税制度、或いは所得税そのものの建前から言つて適當でないと思つて、ただ最前申上げたやうな団体に対しては積極的に協力を求めまして、そうしてできるだけ公正な課税ができるやうに運用するといふことは勿論そういうやうに考へておる次第であります。

○委員(黒田英雄) ちよつと御交渉ですが……
○中西功 もう一つ……
○委員(黒田英雄) 又何しますか……
○中西功 序でだからね。
○委員(黒田英雄) ちよつと、採決したら、それから直ぐにあつて続け

ありましたやうな所得調査委員会を設けるという考えは今のところないといふことは先程申上げた通りであります。ところがそこで、それでは課税の適正を期するにどうするかといふことになりまして、最前申上げたやうに、いわゆる農家の意見は十分参酌することにした。又國稅協力委員会もありますから、それを補充して行きたい。こういうふうに考へておるわけでありまして、課税上の団体の事情については、昨年度の課税に当りまして相当問題のあつたことは十分承知しております。税務当局といたしましては、いわゆる正當な眞面目な団体の意見を出されるというところは、十分我々これを尊重し、これを参考として課税の適正を期して行くといふ、そういうやうに指導をいたしております。ただ納税に關しまして、例えは団体と協定するとか、或いは団体の一人々々の税額を決めるとか、或いは課税標準を決めてしまふといふことは、これはどうも申告納税制度、或いは所得税そのものの建前から言つて適當でないと思つて、ただ最前申上げたやうな団体に対しては積極的に協力を求めまして、そうしてできるだけ公正な課税ができるやうに運用するといふことは勿論そういうやうに考へておる次第であります。

るが去年は御承知のごとく成績が非常
たのでありますが、或る場合にはやは
か、その方面で考えて見たいと、か
うに考えておる次第でございます。

○政府委員(田中義典) 只今最前お答
えいたしましたように、いわゆる従来

○委員(黒田英雄) ちよつと、採
決したら、それから直ぐにあつては

ますから……ちよつと税法の御質問は
中止いたしました。この場合國有財産
法案及び旧軍用財産の貸付及び譲渡の
特例等に関する法律案につきまして御
審議を願いたいのですが、これはすで
に質疑終了の御決議に相成つておりま
すので、直ちに討論に移ります。御意
見のおありの方はどうぞ。

○天田勝正 両案一括ですか。

○委員(黒田英雄) 一括して討論
に入ります。御意見のおありの方は
お述べを願いたいと思います。

○天田勝正 この両法案につきま
しては、特に旧軍用財産貸付及び譲渡の
特例等に関する法律であります。こ
れは法律上の規定よりもむしろこの
運用に當つて非常なやり方によつて
は弊害が起るものであります。この
点についていろいろ質問がございま
すが、十分にそれが満足されるべき答
弁ばかりではなかつたと思ひ記憶して
おります。併しながらかかる特例の
法律ができませんと、その処置に困難
でございますので、この運用に當つて
は特に格段の御注意をして臨まれんこ
とを希望いたします。賛成いたしま
す。

○中國功 私はこの質疑のときに國
有財産の中に動産を入れるべきであ
る、こういうふうな意見を申したので
ありますが、まあそのことについては
政府内部においてもそういう意見があ
つたというふうなお話でありました
が、ともかくも法案には入つていない
ということでありまして、これはいろいろ
事情があります。今日不正取引とか
或いは不当取引とかいつて、いろいろ
問題になつております中の一部分は、
國有財産として一應入つたもので

がいつの間にかそれがいわば不当に拂
下げられた。或いは不当に取得され
りしてあるものが大部分だと思つて
す。今日國會においてあれ程大きく
退蔵物問題や、或いは今日の不当取
引問題が問題になつておるとき、こ
國有財産法が出来る、而もその中に動
産についての何ら規定がないというふ
うなことは、実に私達見ておつて
これはいかんじやないかと思つて
す。何も私はこの國有財産法でこ
つて出て来る法文全体が悪いとかい
ふとかいふことは申したくないのであ
りますが、やはりどうしたものを入れて
貰わなければ、今日の世に役に立た
ないというふうな意味で、まあ本來なら
實際は動産を入れるという修正案を出
したいところなんでありまして、併し皆
様の御意向がどうか知れませんが、私
は是非共これは少くとも動産を入れる
と、これは二條であります。入れる
ということだけはして貰わなければ大
体役に立たん國有財産法になりはせ
んかと思ふ。そういう意味で私としては
一應修正意見を述べるわけでありま
す。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。それではこれより再び所得税法の
一部を改正する等の法律案を議題とい
たします。質疑の続行を願います。
○政府委員(田中義典) 最前中西さん
からお尋ねの農業所得税をどういふ
うに算定しているかということにつ
いてお答えをいたします。昭和二十二年
の予算の場合に推定いたしました。そ
の後予算の実行を見て見まして、大体
これと近いものであります。昨年の
所得は大体農業だけで申しますと、一
人当たりが二万九千四百六十九
円。総額におきまして一千四百六十九
億四千四百六十九円に上つております。実際の
課税はそれより多少少かつたかもしれ
ませんが、ほぼこれに近いものであり
ます。本年はまだ夏の価格もまだ十分
に分かつておりませんが、今年も而も
今度物價が改訂されるわけでありまし
て、なか／＼その見積りは困難であり
ますが、大体今年も肥料も昨年よりは
配給が多くなつてゐる筈でありまし
て、それから米麦なんかにつきまして
は一割増産ということが努力されてお
ります。関係上、大体生産の増が五%
くらいはあつたらうと見ております。物
價は大体七割といふことになつて
おりますが、併し米ばかりではありません
し、野菜もあつた。それから野菜
なんかにあります。この七月から上
りましては半年しかございせん。そ
ういふ事情を考えまして、大体三割四
分くらい上る。價格が三割四分くらい
去年より平均して殖えるのじやない
か。誠に米の値段が決つております
ので、増産なことではありますが、大体
そう推定いたしました。そういたしま
す。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。それではこれより再び所得税法の
一部を改正する等の法律案を議題とい
たします。質疑の続行を願います。
○政府委員(田中義典) 最前中西さん
からお尋ねの農業所得税をどういふ
うに算定しているかということにつ
いてお答えをいたします。昭和二十二年
の予算の場合に推定いたしました。そ
の後予算の実行を見て見まして、大体
これと近いものであります。昨年の
所得は大体農業だけで申しますと、一
人当たりが二万九千四百六十九
円。総額におきまして一千四百六十九
億四千四百六十九円に上つております。実際の
課税はそれより多少少かつたかもしれ
ませんが、ほぼこれに近いものであり
ます。本年はまだ夏の価格もまだ十分
に分かつておりませんが、今年も而も
今度物價が改訂されるわけでありまし
て、なか／＼その見積りは困難であり
ますが、大体今年も肥料も昨年よりは
配給が多くなつてゐる筈でありまし
て、それから米麦なんかにつきまして
は一割増産ということが努力されてお
ります。関係上、大体生産の増が五%
くらいはあつたらうと見ております。物
價は大体七割といふことになつて
おりますが、併し米ばかりではありません
し、野菜もあつた。それから野菜
なんかにあります。この七月から上
りましては半年しかございせん。そ
ういふ事情を考えまして、大体三割四
分くらい上る。價格が三割四分くらい
去年より平均して殖えるのじやない
か。誠に米の値段が決つております
ので、増産なことではありますが、大体
そう推定いたしました。そういたしま
す。

○委員(黒田英雄) 速記を止め
て。それではこれより再び所得税法の
一部を改正する等の法律案を議題とい
たします。質疑の続行を願います。
○政府委員(田中義典) 最前中西さん
からお尋ねの農業所得税をどういふ
うに算定しているかということにつ
いてお答えをいたします。昭和二十二年
の予算の場合に推定いたしました。そ
の後予算の実行を見て見まして、大体
これと近いものであります。昨年の
所得は大体農業だけで申しますと、一
人当たりが二万九千四百六十九
円。総額におきまして一千四百六十九
億四千四百六十九円に上つております。実際の
課税はそれより多少少かつたかもしれ
ませんが、ほぼこれに近いものであり
ます。本年はまだ夏の価格もまだ十分
に分かつておりませんが、今年も而も
今度物價が改訂されるわけでありまし
て、なか／＼その見積りは困難であり
ますが、大体今年も肥料も昨年よりは
配給が多くなつてゐる筈でありまし
て、それから米麦なんかにつきまして
は一割増産ということが努力されてお
ります。関係上、大体生産の増が五%
くらいはあつたらうと見ております。物
價は大体七割といふことになつて
おりますが、併し米ばかりではありません
し、野菜もあつた。それから野菜
なんかにあります。この七月から上
りましては半年しかございせん。そ
ういふ事情を考えまして、大体三割四
分くらい上る。價格が三割四分くらい
去年より平均して殖えるのじやない
か。誠に米の値段が決つております
ので、増産なことではありますが、大体
そう推定いたしました。そういたしま
す。

終生産物として金が懐ろに入るといふ筋合のものではないわけでありませう。こうしたものを一々中間生産物まで所得に加算されまると、歴大な所得といふことになつて、それが要するに非常な農家に対する税が重いという声が出る元なんでありませう。従つて桑を育てるといふことは、満を取つてこれを賣つた場合に、これは所得と見る。或いは桑でも、決して全部所得と見るなという意見ではないのでありませう。これが、これは以て賣つたとか、纏にして賣つたとかといふことであらば、初めて所得になるのでありませう。これがただおいた場合には堆肥の原料になるというだけなんでありませう。若しこれを中間生産物も今のうちに所得と見るといふ場合には、堆肥代といふものを、歴大に今度に差引の方に見なければならぬ、こういうことが起きて参りますので、この中間生産物は絶対に今後所得と見なして貰いたくない希望であります。すでに過ぎたことを咎めるわけではありませう。現在これから課税される点については、どのようにお考えになつておられるか。それから農家の所得の中心といふのは、何といつても米價でありませう。勿論今日農産物地方においては、収入総額が、米價が一番重きをなしておるといふ意味ではありませう。農産物を決定する中心が、何といつても米價であるといふ意味でありませう。そこでこの米價といふものは、過日の新聞発表を見ますと、他の物價の改訂に當つては、生産費を基準として、これを改訂するけれども、米價においては依然としてパリテ計算を用いるのだといふこと、この委員会の御答弁もさうな越

皆であつたと思ひます。このパリテ計算に対する答弁は私は満足いたしておりませうが、仮に國家の現状からいたしまして、パリテ計算を採用するといひましたならば、農家に対して、米の供出を二月末日なら末日という工合に、期限付きでこれを指定いたしておりませう。然らばその基礎となるパリテの七十一品目なり、今年に更に数を殖やしてとるさうでありませうが、そのした基準になつた品物も、やはり農家の米の供出日までに必ず農家の手許に入るといふ計算でなければ、如何に計算が上手でも成り立たないといふことになると思ふのでありませう。これは安本の政府委員に質すべき筋合でございませうが、私はここで聞きしたいのは、こうした一方は生産費計算によつて物價が決定され、一方はパリテ計算によつて決定されて、又間値等は順次高進して行く。そうすると一年一度の収入によりまして値上りの品物を買わなければならぬといふ、農家の家計といふものは非常に苦しくなりますし、再生産に非常に苦しみが出て来るわけでありませう。こういう点について、課税上どのように考へておられるかといふことでありませう。

もう一点は、先程来私も中西委員も述べた点でありませうが、いろ／＼その衝に當つておりますれば、やはり國家財政として一定の基準までは徴収しなければならぬ、こういうふうにお考へになるのは尤もであります。農民に相当徴税の公平を期するといふ点であります。その公正を期するといふ扱いを委しても、さしたる間違ひは起きないといふ実例は、私はかねての農地調整法に基いた一筆調査の点でも経験したのであります。あれに基いて各町村とも、所によつては一ヶ村今までの申告よりも百何十町歩も余計に、要するに關土地があつたといふやうな所もありませうけれども、私共の村では一反一畝もそうした關土地がなかつた。又去年などのこの米收の調査に當りまして、むしろ食糧事務所の人の査定よりも、村の人にやらした方が余計になつた。こういう例もあるものでありませう。相當責任を持たせれば、まだまだ農村の方達は相當眞面目に、そういう御心配になるやうな点はないと思ふのでありませう。こういう点については、やはり重ねて、十分民主的な機關を利用されるようにして貰いたいといふことを要望し、決して法律を改正する云々ではありませうが、この運用によつて、隣りの家がどうであるとか、こういうところが農村の納税の氣勢を非常に阻害するのでありませう。やはり部落単位に、相當範圍にお任せ願うといふやうな点を、更に考慮して頂きたい。最後のは別に質問でございませう。以上お伺ひいたしました。

○政府委員(藤原實君) 課であるとか或いは桑であるとかといつたやうな副産物につきましても、昨年の課税について多少問題があつたことは、承知いたしております。そこで副収入の問題であります。從來ずっと前にも、或いは桑なんかを見ておりましたか。知れませんが、大したものではない。副収入といふものは、必ずしも、ずっと前には見ておらなかつたものもあるやうに記憶いたしておりますが、最近副収入の所得といふものは可なり大きいのであります。必らずしも桑態によつて同じとは言えませんが、例えば酒屋さんの酒粕でも、昔はつたら本当に些細なものでもありましたが、最近はなかなか非常に値打のあるものである。こ

ういつたやうに、大分副収入のウェイトが違つて参つておるものも相當ございませうので、副収入だからといつて、課税の外に置くといふことは無難でございませう。又さういふ御意見ではなかつたやうに記憶しておりますが、併し例えは堆肥の糞であるとか、或いは糞をすることの糞であるとかといつたやうなものにつきましても、それは二重の課税になつておるといふことは私も考へておりますが、向うよく調査して見たいと考へております。若しそれを二重に所得に計算しておるといふやうなことであつたならば、それは私は適當でないと思はれます。

それからパリテ計算の問題でありましたが、これはインフレ時代における一つの悩みのでも申します。尤も昨年のパリテ計算の米價の問題が、なか／＼決め方が、私詳しくは承知いたしません。なか／＼複雑な決め方であつたやうに記憶しております。又最近このパリテ計算の問題と関連して、例えば今回の値上げに基く米價還元の問題といふやうなものも起つておる。そういうふうな私聞いておりますが、そういうわけでありませうので、例えば或る所得を得てから次の所得が発生するまでに相當の期間があるといふやうな農家なんかにつきましても、その間に物價の変動、生活費その他の費用の高騰によりまして、相當困難な面もあると思ひますが、現在のところ、課税上これを特に斟酌しておることはございませう。尤も農家は、所得税法によりまして、一年に一回しか生じない所得が大部分であるといふやうな場合におきましては、所得税を一回に納めるといふことを認めておるのであります。そういうわけでありませうので、税法上は特別な規定も取扱いもしてございませう。

それから査定の問題であります。これは最前中西さんのお尋ねに対してお答えいたしましたやうに、いわゆる税金だけをまけるといふやうなことでなく、いわゆる経済的なまじめな團體の御意見なり、或いは國稅調査員さんの意見、そういうものは本當に参考にして、そうして課税の適正を図つて行くといふことは最前申し上げた通りであります。御指摘のように申しました國稅調査員であるとか、協力員であるとかいつたやうな團體といふものは、いわゆる都市の俸給生活者であるといふものには必しも當て嵌りませう。これは御指摘の通りでありませう。これはやはり農家であるとか、農村方面におきましては私はその御意見を参考にする、或いはそれを尊重するといふことが課税の適正を期するゆゑにとりまします。従つて國稅の徴収を確保する面からも極めて大切なことだと考へておるのでありませう。現に昨年の實際を見ましても、そういう方々の連絡なり予備操作と申しますか、予備的な了解がついておるといふのは非常に円滑に実は納税もできておるわけでありまして、是非そういう方については積極的に進めたいと考へております。

○天田正實 第一の質問でありました標準をつける場合に地域を非常に廣汎にとつて、つまり全國を何千といふ

パリテイ計算を用いるのだということ
で、この委員会の御答弁もさような趣

きないという実例は、私はかねての農
地調整法に基いた一筆調査の点でも経

収入の所得というものは可なり大きい
のであります。必ずしも業態によつ

ころ、課税上これを特に斟酌しておる
ことはございません。尤も農業は、所

た標準をつくる場合に地域を非常に廣
汎にとつて、つまり全国を何千という

くらい……ここはこうだというふう
に取らなければ、その標準が非常に場
所によつて重く、或いは場所によつて
は軽いということがではせんか、そ
の標準を取るといふお話があつたか
ら、その標準はどのように区分して取
られたかという点を先ずお聞きした
のであります。

が、これは別の機会にいたしますが、
そうした今の中間生産物だけの点は非
非御考慮願つてこの機会に、次は、で
きればこうするといふことをお答えで
きれば結構であります。それができ
ないといふれば一應の希望だけ述べて置
きます。

うことは決つておりますが、これでは
高額の所得のある法人に対して非常に
優遇する形になつておると思ひます。
この趣旨をお伺いするのが一つ。
それから第二番目には、内閣法人で
も外国法人でも今回一應百分の三十五
になつておるのでありますけれども、

したいと思ひます。
○政府委員(監査官) 高額所得は個
人につきましては累進税率をやつてお
るのに、法人については累進税率をや
つていない。これはその通りでありま
すが、結局これは従来の沿革もござい
ます。又本質は法人の企業そのもの
の本質にあると思ひます。

いうことをやる者は主として同族会社
に多いと思ひます。いわゆる一流の大
きな会社が一銭の配当もしない、一銭
の賞與もやらない、専ら会社に蓄積し
てしまふといふようなことは少いと思
ひます。それで同族会社につきまして
は、特に三十五條であつたと記憶いた
しますが、個人に殆んど四割の課税
をいたしまして、そうして個人との間
の均衡を取るようになつておしま
す。今度の改正で法人と個人との関係
はどうなるであらうか、といふことを
計算して見ましたところ、例えば資本
金二十万円の会社が仮に五十万円の利
益を挙げたといふことです。勿論同族会
社であります。この場合のことを考
えて見ますといふと、結局まだ法人の
方が少し高いやうであります。法人企
業にした場合が高いやうに考えられま
し、法人の場合でありますといふと、
個人の配当所得まで入れましたと、大
十四万四角程度になります。これに對
して、個人が二十万円の資本で五十万
の利益を得たといふと、地方税も全部
合せて三十万円をこゝてはないかと思
ひます。法人の方が重いのではないかと
考へておりますので、まあこの程度で
いいのではないかと考へておると思
ひます。そういうわけで、結局まだ法人
の方が今申しました資料から見ても、
まだ重いのではないかといふ議論
が実は相當あるものであります。今度
の改正でも三十にしたらどうかとい
ふような御意見は可なり各方面から拜
聴いたしておるのであります。現在の
財政事情として、又勤労所得者その他
の人が相當重い負担に任じて貰ふな
ければならぬ時でありますので、法人
税を下げるといふことはどうかと思ひ

それから先程の副産物というお答え
がありました。私は副産物はやはり
課税すべきだと私も思つておるのだ
けれども、繰に、繰にしたといふも
のは、これは金が入るし、入らな
くも買えばそれだけかかるのである
から、これはいいといひまして、要
するにこれは堆肥となるのだ、こ
ういふ中間生産物も見積られてお
ないといひばそれまでです。私は実情
を知つておるからさういふことを申
上げるのであつて、さういふものは
中間生産物、つまり賣つて金に替
らないものについては課税の対象に
しないといふのは私の希望であ
つて、さういふことは元來變へる
べきものでないといふことが未端まで
行つた場合に、とかく誤られて、こ
れでは取らなくちやならないのだら
う、こゝまで勘定しなくちやならない
といふことも私は間違えておるはし
ないかといふやうに、これは好意的に
解釈した場合であります。さうい
ふ点について、もつと大蔵當局とし
ては未端に、決してその標準をやつた
といふことは、無理にこれだけ取上
げるといふことではないのだといふや
うに、徹底する指令を一つ出して頂
きたいといふことを希望いたして置
きます。

○政府委員(監査官) 大案失礼いた
しました。最初の標準率のことを忘れ
まして失礼いたしました。大体標準率
は私の承知いたしておりました。各
各税務署が各町村ごとに大体少くとも
取つておると思ひます。それは最初申
しました目標額とは違ふのであります
が、例えば反当りの普通の收穫があり、
普通の経費を使つておればこのくら
いであるといふその一反当りなら一
反当り、或いはまあ、大体一反当り
と思ひますが、それを例へば單作地帯
はさうである、二毛作のところは勿
論別にしてあります。みかんはみかん、
りんごはりんご、ぶどうはぶどう
といふやうにそれは種類ごとに細かく
分けてあります。大体農地につきま
しても町村としてはAの町村とBの町村
とが大体同じであるといふのであれ
ば、これは一緒にして置くことも考
へられますが、大体町村単位で考へて
おります。

○澤川タマエ 法人税のことに關し
て三つお尋ねがございします。
第一番は、個人の所得の場合、所
得の大小によりまして税率を異にし
ておりますが、法人の場合は原則につ
きまして申しますと、法人税の場合
はそれぞれ各事業年度の超過所得に
對しては若干税率を異にしておりま
す。各事業年度の普通所得の場合に
は一律に百分の三十五とか二十五と

○政府委員(監査官) 高額所得は個
人につきましては累進税率をやつてお
るのに、法人については累進税率をや
つていない。これはその通りでありま
すが、結局これは従来の沿革もござい
ます。又本質は法人の企業そのもの
の本質にあると思ひます。

た標準をつくる場合に地域を非常に廣
汎にとつて、つまり全国を何千という

○政府委員(監査官) 大案失礼いた
しました。最初の標準率のことを忘れ
まして失礼いたしました。大体標準率
は私の承知いたしておりました。各
各税務署が各町村ごとに大体少くとも
取つておると思ひます。それは最初申
しました目標額とは違ふのであります
が、例えば反当りの普通の收穫があり、
普通の経費を使つておればこのくら
いであるといふその一反当りなら一
反当り、或いはまあ、大体一反当り
と思ひますが、それを例へば單作地帯
はさうである、二毛作のところは勿
論別にしてあります。みかんはみかん、
りんごはりんご、ぶどうはぶどう
といふやうにそれは種類ごとに細かく
分けてあります。大体農地につきま
しても町村としてはAの町村とBの町村
とが大体同じであるといふのであれ
ば、これは一緒にして置くことも考
へられますが、大体町村単位で考へて
おります。

○澤川タマエ 法人税のことに關し
て三つお尋ねがございします。
第一番は、個人の所得の場合、所
得の大小によりまして税率を異にし
ておりますが、法人の場合は原則につ
きまして申しますと、法人税の場合
はそれぞれ各事業年度の超過所得に
對しては若干税率を異にしておりま
す。各事業年度の普通所得の場合に
は一律に百分の三十五とか二十五と

○政府委員(監査官) 高額所得は個
人につきましては累進税率をやつてお
るのに、法人については累進税率をや
つていない。これはその通りでありま
すが、結局これは従来の沿革もござい
ます。又本質は法人の企業そのもの
の本質にあると思ひます。

○政府委員(監査官) 高額所得は個
人につきましては累進税率をやつてお
るのに、法人については累進税率をや
つていない。これはその通りでありま
すが、結局これは従来の沿革もござい
ます。又本質は法人の企業そのもの
の本質にあると思ひます。

た標準をつくる場合に地域を非常に廣
汎にとつて、つまり全国を何千という

○政府委員(監査官) 大案失礼いた
しました。最初の標準率のことを忘れ
まして失礼いたしました。大体標準率
は私の承知いたしておりました。各
各税務署が各町村ごとに大体少くとも
取つておると思ひます。それは最初申
しました目標額とは違ふのであります
が、例えば反当りの普通の收穫があり、
普通の経費を使つておればこのくら
いであるといふその一反当りなら一
反当り、或いはまあ、大体一反当り
と思ひますが、それを例へば單作地帯
はさうである、二毛作のところは勿
論別にしてあります。みかんはみかん、
りんごはりんご、ぶどうはぶどう
といふやうにそれは種類ごとに細かく
分けてあります。大体農地につきま
しても町村としてはAの町村とBの町村
とが大体同じであるといふのであれ
ば、これは一緒にして置くことも考
へられますが、大体町村単位で考へて
おります。

○澤川タマエ 法人税のことに關し
て三つお尋ねがございします。
第一番は、個人の所得の場合、所
得の大小によりまして税率を異にし
ておりますが、法人の場合は原則につ
きまして申しますと、法人税の場合
はそれぞれ各事業年度の超過所得に
對しては若干税率を異にしておりま
す。各事業年度の普通所得の場合に
は一律に百分の三十五とか二十五と

○政府委員(監査官) 高額所得は個
人につきましては累進税率をやつてお
るのに、法人については累進税率をや
つていない。これはその通りでありま
すが、結局これは従来の沿革もござい
ます。又本質は法人の企業そのもの
の本質にあると思ひます。

○政府委員(監査官) 高額所得は個
人につきましては累進税率をやつてお
るのに、法人については累進税率をや
つていない。これはその通りでありま
すが、結局これは従来の沿革もござい
ます。又本質は法人の企業そのもの
の本質にあると思ひます。

た標準をつくる場合に地域を非常に廣
汎にとつて、つまり全国を何千という

そこへ一〇%の超過税、そこへ少くとも一五%乃至一八%の税金、それらに追徴税というか、それを課せられたら、その会社は破産するのは当然です、或いはもつと超過所得税も軽減した方がよいかも知れませんが、又他

も、税法の上から行くという再生産をば止めてしまふような結果になる、何とかこの辺の処置がもう少し合法的に行けるようにしたらどうか、若し税務署の人がこれを捕えるといいたしますと、業者はあらゆる方法を以てこれの暴走消し運動をいたします。ここにいて善良なる税務署員においても法に触れるというようなことが自然に出て来ると私は思うのです。法がすべてそういう方に落ちて行くように作つてあると思ふのです。この辺に對して、もう少し善処する御意思があるかどうか。

○政府委員(鹽原實重) どうも脱税ということになればいたし方ないとは実は考へております。

○鹽川タマエ君 昨晚遅くまでかかりまして興業三派の予算に対する協議が行われておりましたけれども、やはり所詮新財源について行き悩みの形でありましたけれども、今年は間に合いませんけれども、私大年度からの予算で非常に着目しなければならぬことは酒の税金だと思ふのであります。今までも内地の手を材料にして酒を造ることに

ついては、我々も酒を最近のように減らすということは、密造が殖えるばかりでありますし、又衛生上からも甚だよくありませんので、何とかして酒を殖やしたい。殖やしますれば税率をもう少し上げなくても、実は國庫収入が、相当増収も安くて、而も収入が殖えるということになりまして、実はこの間も二万トンの糖蜜を入れて二十数億円の増収をしようと考へて、いろいろ研究したのであります。いろいろな事情で実は沙汰止みになったような次第でございますが、併し御指摘のような糖蜜で酒を造るというようなことができますれば、誠に私は、燃料の点から見ても、御承知のように手で造る場合と、糖蜜で造る場合とは、遙かに糖蜜の場合が石炭その他の燃料から見ても少いと聞いております。そういう点もありまして、是非それが実現できるやうに実は努力したいと考へてゐる次第であります。

○中田功君 さつき農業関係の所得税については十分民主團體の意見は聴く、こういうふうな話でありましたが、今度の所得税法の一部改正案の中で、國稅犯則取締法が追加されておるのであります。これを見ますと、いろいろな点でこれは非常な問題になります。私達この法律があるために非常に善意な、税金の公平を期するという活動や、或いは主張も、結局は不当な課税によつて屠られてしまふというのを感ずるのであります。これについて私は、第一点はなぜこういうふうな取締法を必要としたかという点、それから更に、

民主團體がこの税金問題についていろいろ動くということは、この取締法と抵觸するのかもしれない。更に直接の問題としたし、税務署の中に全財という組合がありまして、この組合は大量課税に對しても反対しており、又いろいろ税金を民主的に徴収するといふ点について意見を述べております。或いはそれについての活動もやると思ふますが、そういう活動が、それならばこの度の取締法に抵觸するのかもしれない。更に我々共産党は、御存じのように昨年納税問題について、農民や、或いは中小工業者に對つて来た不当な更正決定といふものがあつた場合には、それを是正するために非常な活動をしてゐるのであります。が、そういう非常に具体的な活動であります。我々の党のそういう具体的な活動と、今度の取締法とが、どういふ関連があつて、それが抵觸するのかもしれないかといふこと、その点はつきり述べて頂きたいと思ふ。

○政府委員(鹽原實重) 最前申しましたのは、眞面目な團體、いわゆる減税とか反税とかいふたようなことばかりを目的とするのではなくして、例えば農業組合、或いは商工会議所とかいふたような、そういう團體の意見は十分尊重すると、こう申上げたので、それについてはその通りであります。ただ今度間接國稅犯則者処分法を改正いたしました、調査権限を多少拡張いたしました。そして、最後に規定を入れましたのは、いわゆる食糧管理法の規定と同じような考え方で、納税或いは申告の阻害されることのないやうに、実はそういう目的で入れたのでございませう。それで具体的に今御指摘のような

問題が触れるかどうかという問題になります。例えば今申されたやうな全財が例えば大量課税といふやうなものにはよくないのだといふやうなことは、別に触れないと考へます。ここに書いてありますのは、申告を出すとか、或いは納税をするといふことを具体的に妨げたことを指すものと考へております。

○中田功君 それで私は非常に大きな問題だと思ふのです。これについて私達十分な質疑をしたいと思います。農産所得を税務署として把握する場合に、必要経費をどういふやうに見るか、これはもう昨年の経験で可なりはつきりしたものができなければならぬと思ふのです。それでその範囲をどういふやうに考へてゐるか、これをやはりはつきり出して貰ふなければ、実際に困ると思ふのです。この次の機会に私はこれについて詳しく質疑したいと思ふ。それともう一つ、先の國稅犯則取締法については、もつと具体的ないろいろの事例を挙げて私質疑いたします。それで、両方の質疑をこの次の機会に延ばしたいと思ふ。

○山田修一君 罰則も嚴重になりました。脱税と見れば仕方がないといふ御答弁ですが、一應の理屈から言へばその通りであります。併し今度は前年に財産税といふ一つの基準があるのですから、これは調べるというやうな非常な問題があるのです。而も告発した者には幾らかの何が来るというやうなことで、私は日本の國民性という上において、人のことを告発するといふやうなものはよろしくないと思ふので、何とかここに過渡的の処置をして頂くわけに

は行きませんか。過小資本であつた十萬円の人も、今日は資金調整法はとれたのでありますから、ここで増資することとはたやすくできるものである。過渡的に何とかして貰ふんと、事業をやつてゐる者は、いつ何とき税務署に乗込まれて自分の財産が飛んでしまふか分らない。非常に不安なものでありますから、何とか過渡的な処置といふものを講じて貰ひませんか、事業家は常に不安な状態にあるのです。

一度誰か悪い人間になり、或いはその社員の中に意見を異にして退職した人間があつて告発する、そうするとその会社は潰れてしまふことになりまして、御当局にしても、分ればやるといつても、實際はやれないのではないかと思ふ。その前におつしやつたやうに、十萬円の会社で十萬円のものと、十八萬円の会社が九百十萬あるとしても、一千万円といふものは納まらぬといふことになるので、そういう点ももう少し今日の経済状態を考慮して何とかして頂かなければ、業者はいつまでも不安なものを持つていなければならぬ。或いは一度昨年の所得が決定したものは、それで済むのか、今のままで行くか、その決定したもので、本年になつても、昨年の決定が不服なりとすれば税務署が取れるのだからと思ひますが、そういういたしますと、大体時効が五年間ですか何年間ですか、それが済むまで業者は更に安心できんといふ状態でありまして、何かその辺に對して善処される御意見はないか、伺いたい。

○政府委員(鹽原實重) 最前申しました、私が十八萬円の会社が十萬円持つておるといふのは、実は脱税をして

は行きませんか。過小資本であつた十萬円の人も、今日は資金調整法はとれたのでありますから、ここで増資することとはたやすくできるものである。過渡的に何とかして貰ふんと、事業をやつてゐる者は、いつ何とき税務署に乗込まれて自分の財産が飛んでしまふか分らない。非常に不安なものでありますから、何とか過渡的な処置といふものを講じて貰ひませんか、事業家は常に不安な状態にあるのです。

一度誰か悪い人間になり、或いはその社員の中に意見を異にして退職した人間があつて告発する、そうするとその会社は潰れてしまふことになりまして、御当局にしても、分ればやるといつても、實際はやれないのではないかと思ふ。その前におつしやつたやうに、十萬円の会社で十萬円のものと、十八萬円の会社が九百十萬あるとしても、一千万円といふものは納まらぬといふことになるので、そういう点ももう少し今日の経済状態を考慮して何とかして頂かなければ、業者はいつまでも不安なものを持つていなければならぬ。或いは一度昨年の所得が決定したものは、それで済むのか、今のままで行くか、その決定したもので、本年になつても、昨年の決定が不服なりとすれば税務署が取れるのだからと思ひますが、そういういたしますと、大体時効が五年間ですか何年間ですか、それが済むまで業者は更に安心できんといふ状態でありまして、何かその辺に對して善処される御意見はないか、伺いたい。

も、税法の上から行くという再生産をば止めてしまふような結果になる、何とかこの辺の処置がもう少し合法的に行けるようにしたらどうか、若し税務署の人がこれを捕えるといいたしますと、業者はあらゆる方法を以てこれの暴走消し運動をいたします。ここにいて善良なる税務署員においても法に触れるというようなことが自然に出て来ると私は思うのです。法がすべてそういう方に落ちて行くように作つてあると思ふのです。この辺に對して、もう少し善処する御意思があるかどうか。

○政府委員(鹽原實重) どうも脱税ということになればいたし方ないとは実は考へております。

○鹽川タマエ君 昨晚遅くまでかかりまして興業三派の予算に対する協議が行われておりましたけれども、やはり所詮新財源について行き悩みの形でありましたけれども、今年は間に合いませんけれども、私大年度からの予算で非常に着目しなければならぬことは酒の税金だと思ふのであります。今までも内地の手を材料にして酒を造ることに

ついては、我々も酒を最近のように減らすということは、密造が殖えるばかりでありますし、又衛生上からも甚だよくありませんので、何とかして酒を殖やしたい。殖やしますれば税率をもう少し上げなくても、実は國庫収入が、相当増収も安くて、而も収入が殖えるということになりまして、実はこの間も二万トンの糖蜜を入れて二十数億円の増収をしようと考へて、いろいろ研究したのであります。いろいろな事情で実は沙汰止みになったような次第でございますが、併し御指摘のような糖蜜で酒を造るというようなことができますれば、誠に私は、燃料の点から見ても、御承知のように手で造る場合と、糖蜜で造る場合とは、遙かに糖蜜の場合が石炭その他の燃料から見ても少いと聞いております。そういう点もありまして、是非それが実現できるやうに実は努力したいと考へてゐる次第であります。

○中田功君 さつき農業関係の所得税については十分民主團體の意見は聴く、こういうふうな話でありましたが、今度の所得税法の一部改正案の中で、國稅犯則取締法が追加されておるのであります。これを見ますと、いろいろな点でこれは非常な問題になります。私達この法律があるために非常に善意な、税金の公平を期するという活動や、或いは主張も、結局は不当な課税によつて屠られてしまふというのを感ずるのであります。これについて私は、第一点はなぜこういうふうな取締法を必要としたかという点、それから更に、

「おろ」という意味で申したのではないの
でありまして、実は十八万の帳簿価格
に面についておろすものは十八万円しか
ございせんけれども、今の時價にす
れば一千万円の値打がある。従つてこ
れを運用した場合に一千万円を元とし
た利益が出て参りますので、そういう
ような場合に「得な」ことがある
というように申上げたので
ありまして、十八万円の会社が一千万
円の脱税をしておろすという意味ではな
いのであります。尤も今御指摘のよう
な点も、本面に眞面目に突は考へなけ
ればならん問題であると思ひまして、
理財局その他とも相当慎重に考究した
のであります。まあ一つの考え方とし
ては、或る程度増資をして頂くとい
うことも、これは一つの考え方であり
ます。そうなりますと、やはり税金の
問題が突は出て参ります。若し資産の
評價益をして資本に拂込むというこ
とになりますと、その場合に税金が掛
かります。そこで若し現在資本の是正
を一般的にやるならば、税法上特別の
措置を講ずることは、これは否かでは
ないのではありませんが、今申しました
丁度まだ企業整備の進行中でありま
すので、債権者その他との関係もあり
ますし、今すぐに資本の是正をするとい
うことは、物價の面から見ても非常に
問題だといふわけでありまして、そ
れで暫く延ばすより仕方がないのでは
ないか、こういうような結論になつた
と考えます。

○山田健一君 それは私は誤解であつ
て、十八万円の資本金で一千万円の資
産があるということは脱税ではないとい
おつしやるが、今日でこそ資金を調整
法の許可がないのであります。五万
円以上、或いは二十万円以上というも
のは、必ず資金調整法の許可を受け
なければ使えない。十八万円の会社に
九百八十二万円ですか、これはどこか
の貸主がなければならぬ。債権者が
あるか。或いはそれを税務署は本場の
資金調査で九百何十万円のものとして
おつたか。その前に借りておつたなら
ば、資金調整法の許可なくして、資金
調整法の違反だつたと思ふ。これはど
こから突つ込んで行つても、正當なも
ので十八万円の会社に一千万円のもの
があるわけはないと思ふのです。その
辺は当局は分つておるだらうと思ひま
すけれども、何とか善処の方法を講じ
て貰ふんという、事業界は本場に安
定せんのじやないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) ちよつと速記
を止めて。

○委員(黒田英雄君) それでは速記
を始め。

○政府委員(森下政一君) 山田さんの
いう() 実例を挙げての御質問があり
ましたが、大蔵省の考え方として、先
程から山田さんに主税局の方から答へ
ておりましたが、こういう精神が流れ
ておることを了解して貰いたいと思ひ
ます。つまり税金を納めるということ
は個人の問題、そこで何の某の税金が
不当であるとか、不当でないかとい
ふことについての交渉というものは、一
対一の個人的な應得によつてどこまで
も話を進めて行かう。ところが或る特定
の個人の税金の問題を捉えて、それを
納めるなというやうな、それを阻止す
るやうな團體的交渉ということには應
じたくない。こういう考え方なのであ
ります。眞面目な團體が税金の問題を

取り上げて、例へば取引高税というも
のは悪税である。そんなものは取らな
いがよいといったやうな、こういう意
見を述べる。これは眞面目に耳を傾け
なければならぬ。そういう考へ方が大
蔵省の主税局に一貫してある。こう了
解して欲しいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) それでは本日
はこの程度にいたして散会することに
御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(黒田英雄君) 明日は軍事公
債の利子支拂の特例に関する法律案を
先ず最初に御審議願ひたいと思つてお
りますから、どうぞそのおつもりで
。それでは本日はこれにて散会いた
します。

午後四時六分散会
出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 伊藤 保平君
委員 天田 勝正君
西川 基五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
石川 準吉君
尾形六郎兵衛君
木内 四郎君
田口政五郎君
深川タマエ君
星 一君
九鬼紋十郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
西郷吉之助君
高橋龍太郎君
渡邊 甚吉君
中西 功君

六月二十二日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、皇室経済法施行法の一部を改正
する法律案(予第百六十九号)
二、印紙をもつてする歳入金納付に
関する法律案(予第百七十一号)
三、日本國憲法第八條の規定による
議決案(予第百七十二号)

皇室経済法施行法の一部を改正
する法律案
皇室経済法施行法の一部を改正す
る法律
皇室経済法施行法(昭和二十二年法
律第百十三号)の一部を次のように
改正する。
第七條中「八百万円」を「二千万円」
に改める。
第八條中「二十万円」を「三十六万
円」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から、これを
施行し、昭和二十三年四月一日から、
これを適用する。

印紙をもつてする歳入金納付に
関する法律案
印紙をもつてする歳入金納付に關
する法律
第一條 國に納付する手数料、罰金、
料、過料、刑事追徴金、訴訟費

用、非訟事件の費用及び少年法(大
正十一年法律第四十二号)第六十
一條の規定により徴収する費用
は、印紙をもつて、これを納付せ
しめることができる。但し、印紙
をもつて納付せしめることのでき
る手数料の種目は、各省各廳の長
(財政法昭和二十二年法律第三十
四号)第二十條第二項に規定する
各省各廳の長をいう。が、これを
定める。

第二條 前條又は他の法令の規定に
より印紙をもつて租税その他の國
の歳入金を納付するときは、收入
印紙を用いなければならぬ。但
し、取引高税(昭和二十三年法
律第 号)第十一條第一項の規
定により取引高税を納付するとき
は、この限りでない。

2 前項に規定する收入印紙及び取
引高税第十一條第一項に規定す
る取引高税印紙の形式は、大蔵大
臣が、これを定める。

第三條 收入印紙及び取引高税印紙
は、郵便局、郵便切手類賣さばき
所又は印紙賣さばき所において、こ
れを賣りさばくものとする。

2 前項の規定による收入印紙及び
取引高税印紙の賣さばきに關し必
要な事項は、通信大臣が、これを
定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から、こ
れを施行する。
2 印紙をもつてする歳入金納付に關す
る勅令(大正九年勅令第百九十号)
は、これを廢止する。
3 この法律施行前印紙をもつてす
る歳入金納付に關する勅令第一條

但書の規定により主務大臣の定め

おつしやるが、今日でこそ資金を調整法の許可がないのでありますが、五万

じたくない。こういう考え方なのであります。眞面目な團體が税金の問題を

渡邊 甚吉君
中西 功君

第一條 國に納付する手数料、罰金、料料、過料、刑事追徴金、訴訟費

3 この法律施行前印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令第一條

但書の規定により主務大臣の定め
た手数料の種目、同令第二條第二
項の規定により大蔵大臣の定めた
收入印紙の形式及び同令第三條の
規定により通信大臣の定めた收入
印紙の賣さばきに関する規程は、
それぞれ、この法律施行の際、第
一條但書、第二條第二項及び第三
條第二項の規定により定めたもの
とみなす。

4 通信事業特別会計法（昭和二十
二年法律第四十一号）第一條第二
項及び第二十三條中「收入印紙」
を「收入印紙及び取引高税印紙」
に改める。

日本國憲法第八條の規定による

議決案

日本國憲法第八條の規定による議

決

天皇及び皇室經濟法第四條第一項に
規定する皇族は、皇室經濟法施行法
第五條に規定するものの外、見舞及
び奨励のために、昭和二十三年四月
から昭和二十四年三月末日までの間
において、百八十万円を超えない範
圍で賜與することができる。

第十六部 財政及び金融委員会全議錄第四十二号 昭和二十三年六月二十四日【参議院】

二

昭和二十三年九月七日印刷

昭和二十三年九月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局